

緊急自動車等指定及び届出事務取扱要領の制定について（例規）

（制定：令和6年11月1日 交企第58号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号。以下「細則」という。）に基づき、緊急自動車及び道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定及び届出事務取扱要領を別記のとおり定め、令和6年11月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、「緊急自動車等指定及び届出事務取扱要領の制定について（例規）」（平成2年10月17日付け交企第38号）は、本例規通達の実施に伴い、廃止する。

別記

緊急自動車等指定及び届出事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び細則の規定に基づき、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う緊急自動車等の指定及び届出に関する事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 緊急自動車等の指定

1 指定対象自動車

指定の対象となる自動車（以下「指定対象自動車」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 指定申請時の提出書類等

(1) 指定申請書

細則第7条第1項に規定する緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定申請書（以下「指定申請書」という。）

(2) 添付資料

ア 自動車検査証又は譲渡証明書の写し（以下「自動車検査証等の写し」という。）

イ 自動車を四方から撮影した写真

3 指定の事務取扱い

(1) 新規指定の手続

ア 指定申請の受付

緊急自動車等の使用の本拠の位置を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）は、申請者から指定申請書の提出を受けたときは、指定の適否を調査した上で、緊急自動車等調査副申書（別記様式第1号）とともに提出書類等の正本を公安委員会に送付（交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）経由。以下同じ。）し、副本を警察署で保管すること。

イ 指定申請受理通報書の交付

交通企画課長は、公安委員会が指定申請を受理したときは、緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定申請受理通報書（別記様式第2号。以下「指定申請受理通報書」という。）を作成し、管轄警察署長に送付すること。

指定申請受理通報書の送付を受けた管轄警察署長は、当該申請者に当該指定申請受理通報書を交付するとともに、当該指定申請受理通報書を近畿運輸局和歌山運輸支局又は軽自動車検査協会和歌山事務所（以下「運輸支局等」という。）に提出するよう当該申請者に教示すること。

ウ 自動車検査証記録書面の受付

管轄警察署長は、当該申請者から自動車検査証記録事項が記録された書面（以下「自動車検査証記録書面」という。）の提出を受けたときは、その正本を公安委員会に送付し、副本を警察署で保管すること。

エ 指定証の交付

交通企画課長は、公安委員会が緊急自動車等を指定したときは、細則第7条第2項に規定する緊急自動車指定証又は道路維持作業用自動車指定証（以下「指定証」という。）を管轄警察署長に送付すること。

指定証の送付を受けた管轄警察署長は、当該申請者に当該指定証を速やかに交付すること。

(2) その他の手続

ア 指定証の記載事項の変更

管轄警察署長は、細則第7条の3第2項に規定する緊急自動車（道路維持作業用自動車）・指定証（届出確認証）記載事項変更届（以下「記載事項変更届」という。）の提出を受けたときは、変更内容を確認した上で、正本を公安委員会に送付し、副本を警察署で保管すること。

交通企画課長は、公安委員会が記載事項変更届を受理したときは、記載事項を変更した指定証（以下「新指定証」という。）を管轄警察署長に送付し、送付を受けた管轄警察署長は、当該届出者に当該新指定証を速やかに交付すること。

なお、記載事項変更前の旧の指定証は、新指定証交付時に回収すること。

イ 指定証の再交付

管轄警察署長は、細則第7条の3第3項に規定する緊急自動車（道路維持作業用自動車）・指定証（届出確認証）再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、申請理由等を確認した上で、正本を公安委員会に送付し、副本を警察署で保管すること。

交通企画課長は、公安委員会が再交付申請書を受理したときは、新たに指定証を管轄警察署長に送付し、送付を受けた管轄警察署長は、当該申請者に当該指定証を速やかに交付すること。

ウ 指定証の返納

管轄警察署長は、細則第7条の3第4項に規定する指定証の返納を受けたときは、速やかに公安委員会に送付すること。

第3 緊急自動車等の届出

1 届出対象自動車

届出の対象となる自動車（以下「届出対象自動車」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

なお、届出対象自動車に該当する消防用自動車及び救急用自動車のうち、地方公共団体の保有するもの（以下「特例届出対象自動車」という。）については、その他の届出対象自動車と区別し、特別の手続（以下「特例届出」という。）によるものとする。

2 届出時の提出書類等

(1) 届出書

細則第7条の2第1項に規定する緊急自動車（道路維持作業用自動車）届出書（以下「届出書」という。）

(2) 添付資料

ア 自動車検査証等の写し

イ 自動車を四方から撮影した写真

3 届出の事務取扱い

(1) 新規届出（特例届出を除く。）の手続

第2の3(1)に定める指定申請等の手続に準じて行うものとする。この場合において、「申請者」とあるのは「届出者」と、「指定申請書」とあるのは「届出書」と、「指定申請」とあるのは「届出」と、「緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定申請受理通報書」とあるのは「緊急自動車（道路維持作業用自動車）届出受理通報書（別記様式第2号。以下「届出受理通報書」という。）」と、「細則第7条第2項に規定する緊急自動車指定証又は道路維持作業用自動車指定証」とあるのは「細則第7条の2第2項に規定する緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証（以下「届出確認証」という。）と読み替えるものとする。

(2) 特例届出の手続

ア 特例届出の受理

管轄警察署長は、届出者から特例届出対象自動車に係る届出書の提出を受けたときは、届出受理の適否を調査した上で受理し、当該届出者に届出受理通報書を即日交付するとともに、当該届出受理通報書を運輸支局等に提出するよう当該届出者に教示すること。

イ 届出確認証の交付

管轄警察署長は、当該届出者から自動車検査証記録書面の提出を受けたときは、交通企画課長に電話連絡し、公安委員会指令番号の交付を受け、届出確認証を即日交付すること。

なお、提出書類等は自動車検査証記録書面とともに、その正本を公安委員会に送付し、副本を警察署で保管すること。

(3) その他の手続

ア 届出確認証の記載事項の変更

管轄警察署長は、記載事項変更届の提出を受けたときは、変更内容を確認した上で、正本を公安委員会に送付し、副本を警察署で保管すること。

交通企画課長は、公安委員会が記載事項変更届を受理したときは、記載事項を変更した届出確認証（以下「新届出確認証」という。）を管轄警察署長に送付し、

送付を受けた管轄警察署長は、当該届出者に当該新届出確認証を速やかに交付すること。

なお、記載事項変更前の旧の届出確認証は、新届出確認証交付時に回収すること。

イ 届出確認証の再交付

管轄警察署長は、再交付申請書の提出を受けたときは、申請理由等を確認した上で、正本を公安委員会に送付し、副本を警察署で保管すること。

交通企画課長は、公安委員会が再交付申請書を受理したときは、新たに届出確認証を管轄警察署長に送付し、送付を受けた管轄警察署長は、当該申請者に当該届出確認証を速やかに交付すること。

ウ 届出確認証の返納

管轄警察署長は、細則第7条の3第4項に規定する届出確認証の返納を受けたときは、速やかに公安委員会に送付すること。

第4 電子申請システムによる指定申請及び届出

和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる緊急自動車等の指定及び届出に関する事務は、第2及び第3の規定に準じて取り扱うものとする。

第5 簿冊の備付け等

1 指定及び届出台帳

緊急自動車等の指定及び届出の経緯を明らかにするため、交通企画課及び各警察署に緊急自動車等指定台帳（別記様式第3号）及び緊急自動車等届出台帳（別記様式第4号）を備え付け、事務の適正な管理を行うこと。

2 指定及び届出関係書類綴

指定及び届出等の関係書類については、緊急自動車等指定関係書類綴及び緊急自動車等届出関係書類綴を備え付け、各別に編さんすること。

3 保存期間

簿冊の保存期間は、襲用（用廃）保存するものとする。

別表

指定対象自動車	届出対象自動車以外のもの（令第13条第1項第1号の3から第12号まで及び第14条の2第2号）
届出対象自動車	① 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの（令第13条第1項第1号） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ポンプ車、はしご車、水そう車、化学車、放水車、司令車、先行車、空中作業車、排煙車、高発泡車、照明車、電源車、林野火災工作車、空気充てん車、ポンプ積載車、泡原液搬送車、高所放水車、放水砲車、消火剤投入車、無線車、破壊工作車、レッカー車、クレーン車、救助工</div>

作車、レスキュータワー車、耐煙救出車、耐熱救難車、資機材搬送車、広報車
 ※ 上記自動車のうち、資機材運搬車は資機材を固定する特別の構造又は装置を有するものに限り、広報車は火災その他の現場で避難誘導に用いるものに限る（これに該当しない自動車については、指定対象として取り扱うこと。）。

② 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの（令第13条第1項第1号の2）

③ 道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標示を設置するため必要な特別の構造又は装置を有する自動車（令第14条の2第1号）

路面補修作業用	コンクリート破砕車、舗装版破砕車、路面切削機、ヒータープレーナ、モーターグレーダ、ロードスタビライザ、ローラ類、トラクターショベル、バックホウ、ショベルローダ、コンクリートミキサー、アスコン運搬車、路面補修車、骨材散布車、アスファルトフィニッシャー
清掃作業用	散水車、水タンク車、トンネル清掃車、路面清掃車、デリニュータ清掃車、ガードレール清掃車、側溝清掃車、草刈車、せん定車、排水管清掃車
除雪作業用	凍結防止剤散布車、除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ、ロータリ除雪車、スノーローダ、スノーメルタ
その他作業用	すべり抵抗測定車、大気汚染調査車、橋梁点検車、リフト車、クレーン車、レッカー車、応急作業車、交通規制車、ラインマーカ、維持用万能トラック、工事標識車、発電車、投光車

※ 特例届出対象自動車

①又は②に該当する届出対象自動車のうち、地方公共団体が保有するもの

(別記様式省略)